

第9回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年9月15日(水)

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 2件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 5件)

応召委員(13名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
9番	内野 一彦	10番	宮崎 義憲
11番	峰岸 豊	12番	加園 好久
13番	石川 裕一		

職務のため出席した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局書記	清水 元気

午後4時00分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員

会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、3番加藤武委員、9番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(中村 顕治君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲受人、譲渡人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑です。権利の種類は所有権の移転でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくをお願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

本日午後2時00分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、許可してよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、申請地につきましては、こちらから報告します。現地を確認し、問題はありませんでした。譲受人と会って確認しておりますので、よろしくお願ひします。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は許可をしたいと思ひます。御異議等ございせんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、許可することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(中村 顕治君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成29年12月18日に相続し、前回調査は、平成30年7月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年3月9日に相続し、前回調査は、平成30年9月18日になります。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。
それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、栗が、②の農地は、モロヘイヤ、オクラ、ピーマン等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から⑤の農地は、柿、栗、ネギ等が栽培されており、⑥と⑦の農地は、作付け準備中、⑧から⑩の農地は、作付け準備中及び梅、栗が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

11番
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

2番の申請地につきましては、こちらから報告します。現地を確認し、全部問題はございませんでした。他にございませんか。

委員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(中村 顕治君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、2件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年6か月間となります。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和3年10月1日から令和8年3月31日までの4年6か月間となります。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、荒幡委員。

4番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします

議長
(石川 裕一君)

2番の申請地につきましては、こちらから報告します。現地を確認し、問題はございませんでした。8月20日に利用権の設定を受ける本人にお会いしておりますので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思ひます。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局
(中村 颯治君)

事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

1番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(中村 颯治君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきまして

は、申請番号1番が駐車場、申請番号2番から5番が一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

先に、1番、3番、4番、5番の届出地につきましては、こちらから報告します。現地を確認し、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第9回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時14分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年9月15日

会 長 (印)

署名委員 (印)

署名委員 (印)